

異常気象時の生徒の登校について

警報の種類 【氾濫、大雨、土砂災害、高潮、大雪、暴風、暴風雪、波浪】

警戒レベル	状況	発令される警報等	生徒の対応	学校の対応
レベル1	早期注意情報	気象庁の早期注意情報	通常登校	通常授業
レベル2	注意報	氾濫・大雨・土砂災害等の注意報	通常登校	通常授業 (状況により注意喚起)
レベル3	高齢者等避難	氾濫・大雨等の警報	自宅待機	登校禁止連絡・状況監視
レベル4	避難指示	氾濫・大雨・土砂災害・高潮等の危険警報	登校禁止	学校閉鎖・一斉連絡
レベル5	緊急安全確保	特別警報	命を守る行動	学校閉鎖・緊急連絡

- 午前6時現在、姫路市に気象警報(注意報ではない)または警戒レベル3以上(以下、警報)が発令されている場合は、登校しない。ただし、高潮警報のみの場合は登校する。
- 1の場合でも、午前10時までに警報が解除された場合は、午後の授業を実施する。
午後13時10分までに登校する。
- 午前10時以降に解除された場合は登校しなくてもよい。(臨時休校とします)
- その他、危険な場合は、適宜自分で判断し、安全確保に努めること。
- 学校内で教育活動中に警報が発令された場合一斉下校を行う。
ただし、危険な状況であれば生徒の安全確保のため、学校内に待機させる場合がある。

例・姫路市には警報が発令されていないが、居住地に警報が発令されている場合は、担任に連絡し、解除されるまで自宅に待機し、解除されしだい安全を確認して登校する。

・姫路市、居住地に警報が発令されていないが、通学途中に警報が発令されており、公共の交通機関が不通、あるいは、自転車で通行するなど危険な場合は、担任に連絡し、解除されるまで自宅に待機し、解除されしだい安全を確認して登校する。

考查期間中の警報発令時の対応について

- 午前6時現在、姫路市に気象警報(注意報ではない)または特別警報が発令されている場合

休校とし、該当日の考查科目は考查最終日以降に延期とする。

ただし、高潮警報のみの場合は除く。変更日の監督等は、教務部より別途連絡する。

- 考查実施中に警報または特別警報の発令があった場合

原則として、該当時間の考查は途中で中止せず、終了まで実施する。

当日未実施の考查がある場合は別途協議する。

- 姫路市には警報または特別警報が発令されていないが、居住地または通学途上に発令されている場合

「異常気象時の生徒の登校について」に準ずる。

登校できない場合の考查点については公欠と同様の対応とする。